

介護予防・日常生活支援総合事業の 請求について

東京都国民健康保険団体連合会
介護福祉部介護システム担当

【サービスの類型(多様化するサービスの典型例)について】

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※国保連合会で審査支払を行うのは、点線で囲んだサービスのみです。

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

※国保連合会で審査支払を行うのは、点線で囲んだサービスのみです。

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

【介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について】

○訪問型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内 容
1	A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
2	A2	訪問型サービス (独自)	介護保険者が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
3	A3	訪問型サービス (独自/定率)	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
4	A4	訪問型サービス (独自/定額)	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。

○通所型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内 容
1	A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
2	A6	通所型サービス (独自)	介護保険者が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
3	A7	通所型サービス (独自/定率)	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
4	A8	通所型サービス (独自/定額)	介護保険者が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。

○その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内 容
1	A9	その他の生活支援 サービス(配食/定 率)	配食サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
2	AA	その他の生活支援 サービス(配食/定 額)	配食サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
3	AB	その他の生活支援 サービス(見守り/ 定率)	見守りサービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
4	AC	その他の生活支援 サービス(見守り/ 定額)	見守りサービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
5	AD	その他の生活支援 サービス(その他/ 定率)	その他サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
6	AE	その他の生活支援 サービス(その他/ 定額)	その他サービス。介護保険者が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。

【地域区分について】

1級地	東京都23区
2級地	狛江市・多摩市
3級地	<u>八王子市</u> ・武蔵野市・府中市・調布市・町田市・ <u>小金井市</u> ・小平市・日野市・国分寺市・ <u>稲城市</u> ・ <u>西東京市</u>
4級地	立川市・昭島市・東村山市・ <u>国立市</u> ・ <u>東大和市</u>
5級地	三鷹市・青梅市・清瀬市・東久留米市・あきる野市・日の出町
6級地	福生市・武蔵村山市・羽村市・奥多摩町
7級地	瑞穂町・檜原村
その他	大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村

【インタフェース仕様書都道府県版より】

※32 サービス種類が訪問型サービス(A1)、通所型サービス(A5)については、事業所の所在地に相当する地域区分を設定する。

サービス種類が訪問型サービス(A2～A4)、通所型サービス(A6～A8)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」(10円)を設定する。

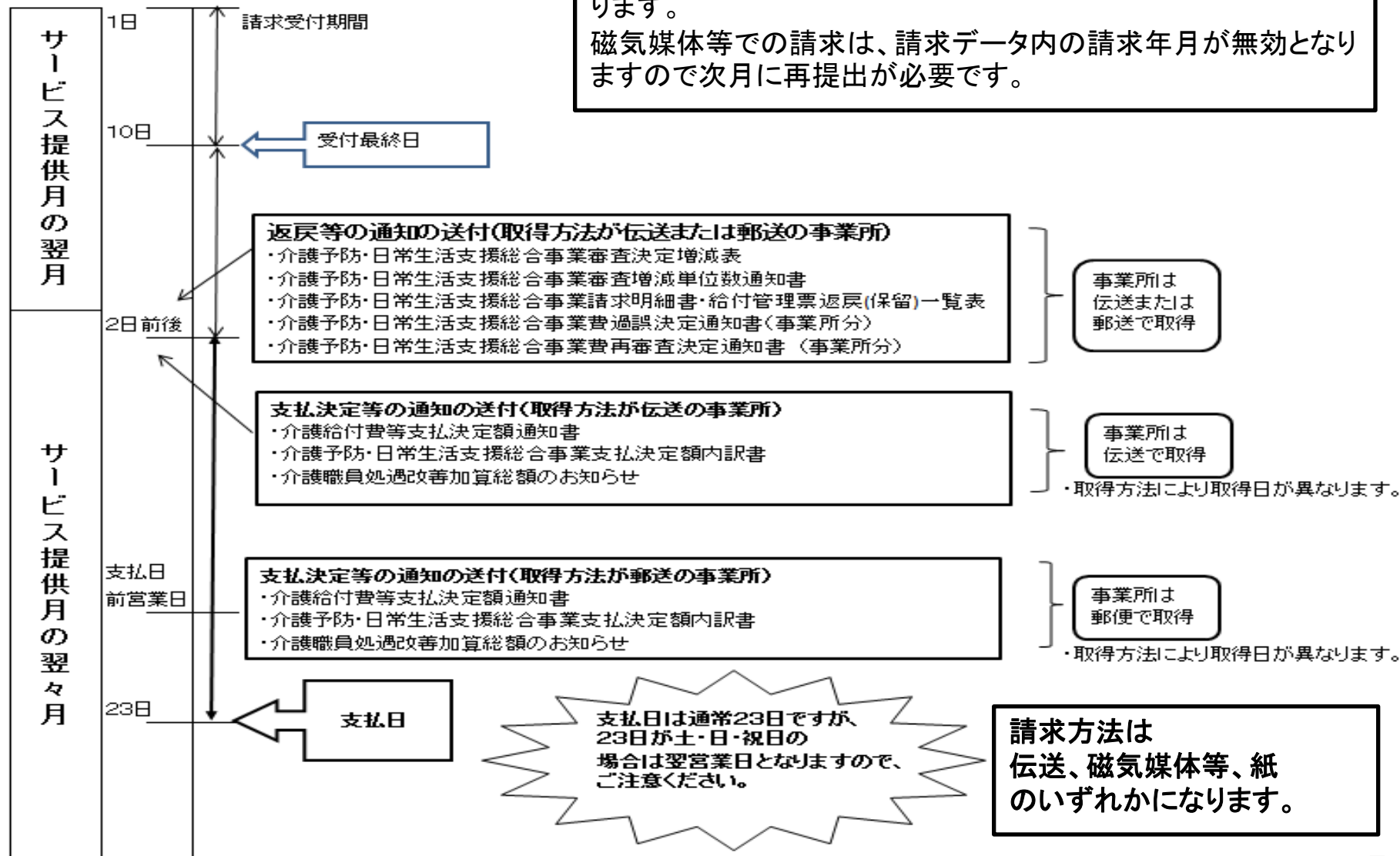
サービス種類がその他の生活支援サービス(A9～AE)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分以下の地域区分を設定する。

【注意点】サービス種類により設定する地域区分が異なります。誤った地域区分ではエラーとなりお支払ができません。
ただし、住所地特例対象者の場合は受給者台帳に設定した住所地特例の施設所在地の地域区分となります。

【国保連合会の処理日程(事業所の請求から事業費の支払まで)】

《国保連合会の処理日程》

事業所の請求から事業費支払まで



【介護給付費等支払決定通知書について】

介護給付費等支払決定額通知書

平成27年 9月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	1370000000
-------	------------

金 額	200,000
-----	---------

◆◆銀行

東京支店

平成 27年 10月 23日
東京都国民健康保険連合会

介護給付費等支払決定額通知書は
介護給付費支払額100,000円と介護予防・日常生活
支援総合事業費支払額100,000円を合計した金額
の200,000円を指定口座へお振込みいたします。

振込金額内訳

介護給付費支払額	100,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	100,000
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
介護給付費等合計	200,000

【介護職員処遇改善加算総額のお知らせについて】

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成27年 9月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額（保険給付分）は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号

金額 859,265

平成27年 10月 23日

東京都国民健康保険団体連合会

<サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額>

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	0	39 予防認知短期	0	79 複合型看小短	0
12 訪問入浴	0	51 福祉施設	0	A1 訪問型みなし	0
15 通所介護	446,434	52 老健施設	0	A2 訪問型独自	0
16 通所リハ	0	53 医療施設	0	A5 通所型みなし	6,582
21 短期生活	0	54 地域福祉施設	0	A6 通所型独自	0
22 短期老健	0	61 予防訪問介護	0		
23 短期医療	0	62 予防訪問入浴	0		
24 予防短期生活	0	65 予防通所介護	31,876		
25 予防短期老健	0	66 予防通所リハ	0		
26 予防短期医療	0	68 小多機能短	0		
27 特定施設短期	0	69 予防小多機能短	0		
28 地域特定短期	0	71 夜間訪問介護	0		
32 認知症型	0	72 認知症型通所	374,373		
33 特定施設	0	73 小規模多機能	0		
35 予防特定施設	0	74 予防認知通所	0		
36 地域特定施設	0	75 予防多機能型	0		
37 予防認知症型	0	76 定期巡回随時	0		
38 認知症型短期	0	77 複合型看小	0		
				合計	859,265

介護職員処遇改善加算総額のお知らせは
A1・A2・A5・A6のサービスで処遇改善加算の請求が
あった場合のみお知らせに集計されます。

※上記以外のサービスは、市町村の規定する処遇改善
加算のサービスコードのため集計されませんのでご了承
ください。

【処遇改善加算について】

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	処遇改善加算の設定
1	A1	訪問型サービス (みなし)	加算率から処遇改善加算を設定
2	A2	訪問型サービス (独自)	加算率から処遇改善加算を設定
3	A5	通所型サービス (みなし)	加算率から処遇改善加算を設定
4	A6	通所型サービス (独自)	加算率から処遇改善加算を設定



例

サービスコード	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
訪問型サービス I	A11111	1168	1	1168
介護職員 処遇改善加算 I	A16270	100	1	100

※国で規定しているサービスコードの処遇改善加算は
 $1168 \times 86/1000$ (処遇改善加算の加算率) = 100.448 (四捨五入)
 ⇒加算率から算出した100を設定

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	処遇改善加算の設定
5	A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
6	A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
7	A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
8	A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
9	A9	その他の生活支援 サービス (配食/ 定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
10	AA	その他の生活支援 サービス (配食/ 定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
11	AB	その他の生活支援 サービス (見守り/ 定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
12	AC	その他の生活支援 サービス (見守り/ 定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
13	AD	その他の生活支援 サービス (その他/ 定率)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定
14	AE	その他の生活支援 サービス (その他/ 定額)	市町村が定めた処遇改善加算の単位数を設定



例

サービスコード	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
訪問型サービス I	A31001	1150	1	1150
介護職員 処遇改善加算 I	A31100	45	1	45

※市町村が定めたA3等の処遇改善加算は、
 市町村が規定した単位数 (例45) を設定する。

【介護予防・日常生活支援総合事業における公費の取扱いについて】

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
	訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（独自（定率）	訪問型サービス（独自（定額）	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（独自）	通所型サービス（独自（定率）	通所型サービス（独自（定額）	その他の生活支援サービス（配食（定率）	その他の生活支援サービス（配食（定額）	その他の生活支援サービス（見守り（定率）	その他の生活支援サービス（見守り（定額）	その他の生活支援サービス（その他（定率）	その他の生活支援サービス（その他（定額）	介護予防ケアマネジメント※
12 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 中国残留	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81 原爆助成	○	○			○	○									
58 全額免除	○	○													

○印は請求が可能な公費

【給付割合について】

平成27年8月から利用者の負担割合が変更となりました。総合事業ではサービス種類A1・A2・A5・A6は受給者台帳に設定された負担割合との審査を行います。

例題

【受給者台帳】

二割負担

適用開始年月日	適用終了年月日
平成27年8月1日	平成28年7月31日

※受給者台帳の利用者負担は2割で、事業費は9割で請求しているので不一致。

事業費請求額は

$1426 \times 10.35 = 14759.1 \rightarrow 14759$ 小数点以下切捨

$14759 \times 90\% = 13283.1 \rightarrow 13283$ (9割) 小数点以下切捨

利用者負担額は

$14759 - 13283 = 1476$ (1割負担)

【請求明細書】

平成27年8月分

請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称	A	1	訪問サービス(みなし)			
	③サービス実日数	1	0	日			
	④計画単位数			1	4	2	6
	⑤限度額管理対象単位数			1	4	2	6
	⑥限度額管理対象外単位数						0
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数) + ⑥			1	4	2	6
	⑧公費分単位数						0
	⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位	
	⑩事業費請求額		1	3	2	8	3
	⑪利用者負担額			1	4	7	6
	⑫自己請求額						0
	⑬公費分本人負担						0

※A1・A2・A5・A6(国で規定しているサービスコード)は、受給者台帳との審査を行うため、異なる給付割合の請求は、エラーとなる。

【事業所番号について】

137～で始まる事業所番号及び、13A～で始まる事業所番号など、複数の事業所番号を取得されている事業所は、請求する総合事業費のサービス種類がどの事業所番号に該当するかをご確認のうえご請求ください。

【請求サービスについて】

サービス 種類コード	単位数	サービス コード
A1	国が規定	国が規定
A2	市町村が規定	国が規定
A3	市町村が規定	市町村が規定
A4	市町村が規定	市町村が規定
A5	国が規定	国が規定
A6	市町村が規定	国が規定
A7	市町村が規定	市町村が規定
A8	市町村が規定	市町村が規定
A9	市町村が規定	市町村が規定
AA	市町村が規定	市町村が規定
AB	市町村が規定	市町村が規定
AC	市町村が規定	市町村が規定
AD	市町村が規定	市町村が規定
AE	市町村が規定	市町村が規定

提供するサービス種類によって、単位数及びサービスコードを規定するのが国または市町村となりますので、請求の際にはご注意ください。

(1) 住所地特例対象者の請求は、施設所在の市町村が規定した単位数及びサービスコードでご請求ください。

(2) 住所地特例対象外の被保険者の請求は、被保険者の市町村が規定した単位数及びサービスコードでご請求ください。

【給付管理票について】

給付管理票（平成27年 4月分）

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業															
サービス事業者の事業所名	事業所番号 (県番号－事業所番号)										指定／基準該当／ 地域密着型 サービス／ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類 コード		給付計画単位数
〇〇事業所	9	0	7	0	1	0	0	0	1	0	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	訪問型サービス (みなし)	A	1	1 4 2 6
△△事業所	9	0	6	0	0	0	0	0	6	0	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	介護予防訪問看護	6	3	2 5 4 4

※給付管理票の指定/基準該当の識別欄は、総合事業のサービスを記載する場合は「総合事業」を選択してください。

なお、CSVファイルの場合、給付管理票の指定/基準該当の識別コードは「6」の総合事業を設定して下さい。

【エラー事例集】

(事例1) 処遇改善加算の単位数を限度額管理対象単位数に記載している。

【請求明細書】

平成27年8月分

請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称	A	1	訪問型サービス(みなし)			
	③サービス実日数	1	0	日			
	④計画単位数			1	4	8	6
	⑤限度額管理対象単位数			1	4	8	6
	⑥限度額管理対象外単位数						0
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			1	4	8	6
	⑧公費分単位数						0
	⑨単位数単価	1	1	4	0	円／単位	
	⑩事業費請求額		1	5	2	4	6
	⑪利用者負担額			1	6	9	4
	⑫公費請求額						0
	⑬公費分本人負担						0

「処遇改善加算のサービス単位数→118」

処遇改善加算は限度額管理対象ではないため、⑤限度額管理対象単位数ではなく、⑥限度額管理対象外単位数欄に記載する。

(正)

⑤限度額管理対象単位数⇒1368

⑥限度額管理対象外単位数欄⇒118

※サービス提供体制強化加算等も限度額管理対象外

(事例2) 請求額集計欄のサービス種類にサービスコードごと記載している。

【請求明細書】

平成27年8月分

請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称	A	5	予防通所介護 I				A	5	予防通所介護運動機能向上加算			
	③サービス実日数			1	日			1	日				
	④計画単位数			1	6	7				2	2	5	
	⑤限度額管理対象単位数			1	6	7				2	2	5	
	⑥限度額管理対象外単位数					0						0	
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			1		7				2	2	5	
	⑧公費分単位数											0	
	⑨単位数単価	1										円／単位	
	⑩事業費請求額											0	6
	⑪利用者負担額											4	6
	⑫公費請求額					0						0	
	⑬公費分本人負担					0						0	

請求額集計欄はサービス種類ごとに記載する。
したがって、この事例では「A5」サービスを1つにまとめて記載する。

(事例3) 事業費請求額又は利用者負担額に誤った金額を記載している。

【請求明細書】

平成27年8月分

請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称	A	1	訪問サービス(みなし)			
	③サービス実日数	1	0	日			
	④計画単位数			1	3	6	8
	⑤限度額管理対象単位数			1	3	6	8
	⑥限度額管理対象外単位数				1	1	8
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数) + ⑥			1	4	8	6
	⑧公費分単位数						0
	⑨単位数単価	1	1	4	0	円／単位	
	⑩事業費請求額			1	5	2	4
	⑪利用者負担額			1	6	9	3
	⑫公費請求額						0
	⑬公費分本人負担						0

1. 事業費請求額の求め方

⑩事業費請求額＝

《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》

1,486単位×11.40円＝16,940.4円 小数点以下切捨

16,940円×90%＝15,246 小数点以下切捨

2. 利用者負担額の求め方

⑪利用者負担額＝

《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額

1,486単位×11.40円＝16,940.4円 小数点以下切捨

16,940円－15,246円＝1,694円

(正) ⑩事業費請求額⇒15246

⑪利用者負担額⇒1694

(事例4) 認定有効期間がblankとなっている。

【請求明細書】

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	(フリガナ)	カノウ 一郎									
	氏名	介護 一郎									
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 0 5 年 0 7 月 0 7 日									
	要支援状態区分等	事業対象者 要支援1・要支援2									
	認定有効期間	平成								日	から
		平成								日	まで

【要支援状態区分等欄】

事業対象者の場合⇒開始年月日のみ記載でも可

要支援者の場合⇒開始及び終了年月日を記載

(事例5) 公費併用の請求での記載もれ。(第1号被保険者公費併用)

【請求明細書】

誤

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
予防通所介護Ⅱ	A 7 ■ ■ ■ ■		1	2 1 5 0			
予防通所介護処遇改善加算相当	A 7 □ □ □ □		1	4 0			
予防通所介護Ⅱ入浴加算	A 7 ▲ ▲ ▲ ▲		9	4 5 0			
予防通所介護Ⅱ送迎加算	A 7 △ △ △ △		1 8	8 1 0			

総合事業の対象公費は4種類
①法別番号12生活保護
②法別番号25中国残留邦人等
③法別番号58全額免除
④法別番号81原爆助成

正

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
予防通所介護Ⅱ	A 7 ■ ■ ■ ■		1	2 1 5 0	1	2 1 5 0	
予防通所介護処遇改善加算相当	A 7 □ □ □ □		1	4 0	1	4 0	
予防通所介護Ⅱ入浴加算	A 7 ▲ ▲ ▲ ▲		9	4 5 0	9	4 5 0	
予防通所介護Ⅱ送迎加算	A 7 △ △ △ △		1 8	8 1 0	1 8	8 1 0	

「公費分回数」、「公費対象単位数」欄にも記載する。

①サービス種類コード／②名称	A	7	通所型サービス(独自/定率)			
③サービス実日数	1	0	日			
④計画単位数			4	2	1	0
⑤限度額管理対象単位数			4	2	1	0
⑥限度額管理対象外単位数					4	0
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数) + ⑥			4	2	5	0
⑧公費分単位数			4	2	5	0
⑨単位数単価	1	0	9	0	円/単位	
⑩事業費請求額		4	1	6	9	2
⑪利用者負担額						
⑫公費請求額			4	6	3	3
⑬公費分本人負担						0

利用者負担額を全額公費で負担する被保険者の為、公費請求額に記載する。

(事例6) 住所地特例対象者であるのに通常の事業費明細欄に記載している。

【請求明細書】

誤

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
訪問型独自サービスⅠ	A 2 1 1 1 1		1	1 1 6 8			
訪問型独自サービス加算	A 2 4 0 0 1		1	2 0 0			
訪問型独自サービス処遇加算Ⅰ	A 2 6 2 7 0		1	1 1 8			

住所地特例対象者にサービスを実施した場合、事業費明細欄には記載しない。
この場合は、事業費明細欄(住所地特例対象者)欄に記載してください。

被保険者の

保険者番号⇒137020

被保険者の受給者台帳に設定された
施設所在保険者番号⇒137011

住所地特例対象者の被保険者が住所
地にて総合事業サービスを受けた場合
は、施設所在保険者137011が認めた
サービスで請求します。

正

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分 回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要
訪問型独自サービスⅠ	A 2 1 1 1 1		1	1 1 6 8			137011	
訪問型独自サービス加算	A 2 4 0 0 1		1	2 0 0			137011	
訪問型独自サービス処遇加算Ⅰ	A 2 6 2 7 0		1	1 1 8			137011	

受給者台帳に保険者が設定した施設所在保険者番号を記載してください。

【留意点について】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書の様式番号は「様式二の三」(識別番号は71R1)です。
誤った様式番号(識別番号)はエラーとなりますのでご注意ください。
- ②住所地特例対象者以外の被保険者(保険者はA区)が、A区以外のB市に所在する事業所を利用した場合は、A区が規定したサービスコードと単位数で請求しますので、保険者B市が規定したサービスコードと単位数で請求するものではありませんのでご注意ください。
- ③総合事業の請求を始める場合は保険者へ申請し、指定事業所となつてからとなります。

【お問合せ先】

<介護伝送ソフトについて>

国民健康保険中央会 介護ソフト受付センター ⇒ソフトの購入はこちらへ

TEL 03-5928-0456 FAX 03-5928-0223

受付時間:10:00~17:00(平日のみ)

国民健康保険中央会 介護ソフトヘルプデスク ⇒ソフトの操作説明はこちらへ

TEL 03-5391-5622 FAX 03-5391-5631

受付時間:(毎月1日~10日)平日10:00~19:00 土曜日10:00~17:00

※日・祝日は受付は行いません

受付時間:(毎月11日~月末)10:00~17:00(平日のみ)

<総合事業費明細書等の請求方法>

〒102-0072 千代田区飯田橋3丁目5番1号

東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部

介護福祉課介護第2係 介護事業所専用窓口

TEL 03-6238-0207 受付時間:月~金 8:45~17:30

※10日は土日祝日でも受付をしております。